被保険者 様

京都府農協健康保険組合 理事長 中川 泰宏

災害時による外出規制時の組合会の審議を書面で行うことのできる 規約の一部改正について

標記について、厚生労働省保険局保険課長から、外出自粛要請が示されている場合における組合会については、書面審査の実施が認める方針が示されました。

この方針に従い、当組合の規約の一部を下記の内容で改正し、令和2年6月1日付けで 近畿厚生局長の認可がありましたので公告します。

記

#### 1. 改正の内容

京都府農協健康保険組合規約第18条、第20条、第22条、第23条、第30条 第32条、第37条について、災害時による外出規制(行政からの外出自粛要請)時 には、組合会の審議を書面で行い、非常時における健康保険組合の体制整備を進める ものです。

# 新旧対照表

規約

新 旧 (組合会招集の手続) (組合会招集の手続) 第18条 理事長は、組合会の招集を決定した 第18条 理事長は、組合会の招集を決定した ときは、緊急を要する場合を除き、議員に対し ときは、緊急を要する場合を除き、議員に対し て、開会の日から少なくとも6日前に招集状を て、開会の日から少なくとも6日前に招集状を 送付しなければならない。 送付しなければならない。 2 前項の招集状には、会議の目的である事項 2 前項の招集状には、会議の目的である事項 並びに開会の日時及び場所を記載しなければ 並びに開会の日時及び場所を記載しなければ ならない。 ならない。

3 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

#### (組合会の傍聴)

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の傍聴)

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴する ことができる。ただし、組合会において傍聴を 禁止する決議があったときは、この限りでない。

## (組合会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の 議決を経なければならない。

- (1)規約の変更
- (2)収入支出予算及び事業計画
- (3)収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5)その他重要な事項
- 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 19 条第 1 項の規定よる書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。)第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。
- (1)議員の疾病、負傷
- (2)議員に係る災害又は交通途絶
- (3)災害等の発生による外出自粛要請
- 3 理事長は、前項の議決をおこなった 場合には、すみやかに議員に通知しなけ ればならない。

(組合会の議決事項)

**第22条** 次の各号に掲げる事項は、組合会の 議決を経なければならない。

- (1)規約の変更
- (2)収入支出予算及び事業計画
- (3)収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5)その他重要な事項

(会議録の作成)

**第23条** 会議録には、次の各号に掲げる事項 を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2)議員の定数
- (3)出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4)議事の要領
- (5)議決した事項及びその賛否の数
- 2 会議<u>システム</u>により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
- (1)会議システムで組合会を開催した旨
- (2)会議システムにより、出席者の音声と映像が 即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見 が互いに表明できる仕組みになっていることが 確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4)会議<u>システム</u>に<u>より</u>参加した組合会議員の 氏名及び場所
- 3 書面による議決をおこなった場合の会議録に は、第1項の事項に加え、書面による議決で組 合会を開催した旨を記載しなければならない。
- 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に 署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による決議をおこなった場合 は、事前に理事長が指名した議員が署名する ことができる。

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げる 事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2)議員の定数
- (3)出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4)議事の要領
- (5)議決した事項及びその賛否の数
- 2 テレビ会議により組合会を開催した場合の 会議録には、前項の事項に加え、次のことを 記載しなければならない。
- (1)テレビ会議で組合会を開催した旨
- (2)テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4)テレビ会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所
- 3 会議録は、議長及びその組合会で会議録に 署名することにつき選任された議員が署名す る。

# (理事会の招集の手続き)

- 第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 2 前項のほか、理事長は、理事定数の3分の1 以上の者から会議の目的である事項を示して 理事会の招集の請求があったときは、速やか に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への 出席を求めなければならない。
- 5 理事会は会議システムにより開催することがで きる。

#### (理事会の招集)

- 第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 2 前項のほか、理事長は、理事定数の3分の1 以上の者から会議の目的である事項を示して 理事会の招集の請求があったときは、速やか に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への 出席を求めなければならない。

#### (理事会の議事)

- 第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項 について、賛否の意見を明らかにした書面又 は代理人をもって、理事会に加わることができ る。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

#### (理事会の議事)

- 第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、同席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。
- (1)理事の疾病、負傷
- (2)理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合に は、すみやかに理事に通知しなければならな い。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、同席して発言することができる。

#### (理事長の専決)

- 第37条 理事長は、<u>施行令</u>第7条第4項の規定 に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分す ることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

### (理事長の専決)

- 第37条 理事長は、健康保険法施行令(大正 15 年勅令 243 号。以下「施行令」という。)第7 条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要の あるものを処分することができる。
- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。